

〈研究ノート〉

柳井村庄屋小田家と水車経営

小 山 良 昌

一、柳井村庄屋小田家

柳井村の庄屋を勤めた小田家は、柳井津町大年寄を勤めた小田家とその祖を同じくする。両家の系図によると、共に紀州和歌山の出身で、近世の初頭ころ小田大炊頭が周防国新庄沖原に移住し郷土となった。その後、四代太左衛門の時その長男李左衛門が別家して当家を創設し、その李左衛門の次男善四郎は柳井津町に出て室屋を称し、その子孫は代々柳井津町年寄・大年寄などの要職を勤めた。(以下の記述は主に柳井村庄屋小田家の文書による)

さて、新庄村には庄屋役を代々にわたって勤めた岩政家があった。貞享二年(一六八五)庄屋岩政善助が亡くなり、嗣子が幼少であったため当家初代の李左衛門が後見人として助役を勤めていた。ところが、元禄元年(一六八八)隣村柳井村の庄屋弘中七郎右衛門が御咎めの廉により国退(国外追放)の罪を得たため、急遽李左衛門が柳井村庄屋役を命じられた。しかし、李左衛門としては新庄村に居を構えながら隣村の柳井村庄屋を勤める、いわゆる「入庄屋役」として勤務することは困難だとの判断から、入庄屋役辞退を願ひ出ている。その辞退願を受けて御所務代(代官)は李左衛門に対して

- ① 柳井村内に田畠三〇石の地を与える。
- ② 藩主への年頭の御目見えを許可する。
- ③ 柳井村の前庄屋弘中氏の旧宅を与える。

など厚遇することによって、左衛門に庄屋役を引受けさせている。

左衛門はかくして柳井村内の弘中旧宅のある「平丸」へ移り住み、しばらく後「平丸」から「城の越」へ移って本格的に居宅を構え、ついで、享保二年(一七一七)の春、「城の越」の屋敷付田畠が高面にあって不勝手であることを理由に、「和田」への屋敷替えを願ひ出て移住した。この和田の地について当家二代目左衛門は、

「地も肥え、冠之山ヲたて候ハ、後代ハ新等も有之、迫地ヲ屋敷付ニいたし、彼是勝手宜」と記している。

同年の春、岩国藩の由宇、玖珂、柳井組のうちの十カ村にわたって百姓騒動が起きた。岩国藩府ではその鎮定に苦慮したところであったが、柳井組については六左衛門の働きがあつて間もなく鎮定した。その功績によって、六左衛門は藩府から「家筋代々名字御免」を許され、公式に小田姓を名乗ることが許された。以後「和田の小田家」として代々にわたつて庄屋役を務めている。(『当家代々旧記帳』)

## 二、小田家の水車経営

今でこそ「水車」は、二三の例外は有るにしても観光客の人よせパンダに成り下がってしまった感があるが、日本人がエネルギー源として石炭・石油を多用するまでは有力な動力源として揚水用、米搗き用、あるいは粉引き用にと、

農村では各所に見られた。

柳井村の場合、水車の稼働が可能な水系としては本流にあたる柳井川とその支流姫田川、和田川の三川がある。和田川・姫田川の場合、川幅が狭くかつ川長が短いため流水が不安定で、しかも天候に大きく作用され、水量も豊富とはいえず、必ずしも水車稼働に適しているとはいえない。一方の本流柳井川は、水源も奥深く、水量は比較的豊富で安定しており、前記の支流よりは水車稼働が安定していた。

小田家が水車経営を開始した時期は、初代左衛門が柳井村平丸から城の越へ転居した後のことである。城の越の屋敷前に姫田川の流れがあり、その流水を利用して水車稼働を行っていた。

「先年姫田川端ニ罷居候節、車取立町方搗米等致候」(『当家代々旧記帳』)

その後、享保二年城の越から和田へ転居した後は、しばらくの間水車稼働を中断していた。ところが、小田家が長年にわたつて庄屋役を務めるにつけ、庄屋役としての出費も嵩むことから新たな収入源の確保に迫られた。そこで着目したのが、かつて経営していた水車による賃搗稼働で、元文五年(一七四〇)次のような理由書を添付して「水車再稼働願」を御所務代へ申請し許可を受けた。その再稼働願は、

- ① 出費が嵩み家計は破綻寸前の状態にある。その結果、庄屋としての權威の維持も困難である。
- ② 以前姫田川端で使用していた水車の用材を利用して水車稼働を再開したい。
- ③ 水車を稼働しても、その下流域の農作業に支障を来すことはない。
- ④ 場所は屋敷下の和田川筋で、町方酒造米・飯米共に賃搗きを行いたい。

その後は細々ながらも水車稼働を行っていたと見られるが、和田川での水車稼働はやはり不安定な状況にあつたも

のであろう、宝暦二年(一七五二)和田川の水勢が弱く搗米の勝手がよくない事を理由に、本流の柳井川下馬皿の「松ガ前」への所替えを願出、その許可を受けている。(「水車一件に付御内歎申上候口上覚」)

### 三、小田家水車稼業の独占の破綻

イ 宝暦二年(一七六一)柳井津町で酒造業を営む田原屋利左衛門が、酒造用米の搗米のため、姫田川に水車を設置したい旨を小田家に申し出た。田原屋の場合搗米は酒造米のみに限り、それ以外の搗米は行わない事を条件とした申し出であった。田原屋としては水車の設置場所が柳井村にあり、しかも水車を独占的に経営する柳井村庄屋小田家の管轄区域にある事から小田家の承認を求めたものであろう。これに対して小田家としては特に支障はないと回答している。

ロ ついで、明和四年(一七六七)同じく柳井津町人長谷屋清兵衛・伊勢屋多聞の兩人から、田原屋と同様酒造米賃搗の用水車設置の願書が提出された。この兩名は共に酒造家と推定されるが、この度の願書に対して小田家では、

① 数々水車が許可されたら独占が崩れ、私方の水車稼業の経営が困難になる

② 私方に許可されている水車は、御所務代から柳井村庄屋へ特別な【御恵】によつて許可されたものである。他家に許可されると特別ではなくなる。

として、以上の理由により、両者の願書を却下した。

ハ その後、安永六年(一七七七)の春柳井津町惣年寄長谷川(貞末)喜左衛門が、家業が不振であることを理由にその再建策の一環として水車による搗米売りを行いたい。水車は同町の普慶寺が所有している水車株を入手し、新川

筋に水車を設置して賃搗売米を行い、その間には一族内の飯米搗も行いたい、と小田家に申し出た。

惣年寄長谷川喜左衛門は柳井津町を代表する家柄である。小田家といえども申し出を無視し得ない状況にあった。

しかも、喜左衛門が水車家業を始めれば、柳井津町民はことごとく喜左衛門方へ依頼し、小田家の水車稼業が廃業に追い込まれる事は十分に考えられた。小田家としては何としても阻止しなくてはならぬ。そこで、

① 明和四年の長谷屋・伊勢屋からの水車新設の申し出を断つた先例がある

② その後、普慶寺から姫田川側に「綿実挽水車」の設置について申し出があった。この水車は、今後とも米搗きは一切行わない、綿実専用水車とする旨の証文を書いて、役所の許可を得た米搗嚴禁の水車である

として喜左衛門の申し出を断ると共に、御所務代に対し喜左衛門から申請がでてでも私方に支障がないように配慮して欲しいと嘆願した。

柳井津は「岩国藩の御納戸」と称されたように、城下町岩国とともに岩国藩の経済の実権を握る重要な町方であった。その町方の惣年寄からの申し出は、御所務代側としても無視する訳にはいかないものがあつた。

翌安永七年二月晦日、柳井代官は、小田源蔵に対し次のような申渡しを行った。

「喜左衛門の水車新設申し出の件は、彼の者役中御免被仰付候」と、すなわち役職就任中のみ許可するとし

「 覚

長谷屋宗左衛門

嶋屋五郎兵衛

頼屋喜太郎

長谷屋忠右衛門

長谷屋惣兵衛

貞屋李兵衛

長谷屋佐助

長谷屋徳三郎

嶋屋五郎右衛門

嶋屋兵四郎

長谷屋太郎右衛門

室屋政太郎

頼屋伝兵衛

室屋善四郎

室屋与市郎

長谷屋清兵衛

柳井村庄屋小田家と水車経営(小山)

以上 一六軒

以上一六軒の年中飯米高を推定八百俵とする。このうち平方の四百俵について一年一二月のうち八月月程、即ち三分の二に当たる二七〇俵から二八〇俵を喜左衛門の搗方米とする」

以上のように決定した。惣年寄の立場を考慮すると共に、庄屋小田家の既得権を大幅に認めた裁決であった。（「水車一件に付御内敷申上候口上覚」）

ニ 文化十一年（一八一四）柳井古開作村の庄屋青木新兵衛は、家運が傾き、所有していた田畠も売り払って財産も無くなり家計も悪化してしまったので、家計の再建を図って、安永年間（一七七二―一七九）以来自家飯米搗用として所有していた水車を、「広瀬用水樋」の前に移設して米の賃搗を行いたいと御所務代へ願ひ出た。

これを聞きつけた小田家では、早速以前のとおり、

「青木家に水車の稼業を許可すると私方へ重大な影響を及ぼしかねないから、青木家へは許可しないで欲しい。今後柳井組（広域の柳井地方）者からの水車新設願については、許可されないようお願い申し上げたい」

と御所務代へ嘆願した。

ところが、この嘆願に対して、御所務代は同年二月、

「寛保二年小田家へ最初に水車稼業を許可した際の小田家の嘆願理由は

『家計が大変苦しくなったので、家計再建のために水車稼業を許可して欲しい』

とあり許可したもので、本来は家計再建までの間と解釈すべきもので、小田家に対して永久に許可したのではない。それを、小田家では、自分の家筋のみに特別許可されたと考えているのは誤りである。しかも、寛政年間

には追加して新規に水車を増設している。本来百姓でありながら百姓の本分を忘れ、庄屋としての本分を怠り、水車賃搗によって生計を立てようとしている事は不心得な事である。現在所有している水車二ヶ所とも稼業停止を命ずる。』

と強硬な裁決が下された。

この意外な展開に驚いた両家では、早速御所務代に対して次のような嘆願を行った。すなわち、小田佐太郎は

「水車の稼業については、御所務代のおっしゃるとおり私どもが全く思い違いをしていました。青木新兵衛が家計困難とあれば、嘆願書のとおり水車の新設を許可して下さい」と。一方、青木新兵衛は、

「小田家は水車稼業を許可された家として代々続いた家です。当家の申請が原因で、小田家の水車が禁止されることになっては心外千万と考えます。小田家には従来どおり許可して下さい」と

このような両家の反省をふまえ、同一二年六月一五日、御所務代は改めて両家に対して次のような有期限付の水車稼業の免許を与えた。

「青木新兵衛えは向う二〇年間 小田佐太郎えは向う一五年間の稼業を許可する」（「水車免許願」）

これ以後、小田家では文政一三年、弘化二年、万延元年と一五年毎に水車稼業の許可申請書を提出し、その許可を受けて水車稼業を続けている。（『覚』）

#### 四、小田家の水車経営の実態

イ 小田家が所有していた水車には、寛保二年（一七四二）に家側の和田川に稼業を許可され、のち柳井川の下馬皿

松ガ前に移築した水車と、寛政八年(一七九六)同水車の下流域に新設した水車の二カ所があった。

寛保二年の水車は、最初白数一〇白で出発したが、安永二年(一七七三)には一二白、ついで同九年(一七八〇)には一六白へと増加し、最終的には二〇白を数えた。この白数の増加は当然のことではあるが水車小屋の規模の拡大を伴うものであった。

一方、新設された寛政八年の水車は八白で出発した。この水車は、文化元年(一八〇四)八月の大水の際、和田川上流域に大崩れがあり、そのため砂小石に埋まって使用不可能となったため放置していた。ところが、近縁の町人掛屋伊左衛門が土砂を取り除いて稼業したい旨を申し出たので貸与していたところ、二ヵ月ばかり後再び大雨のために使用不能となった。そこで、水車小屋の場所を黒杭川(柳井川上流)沿いの中馬皿堀田に移設して稼業したい旨を御所務代に願い出、白数も一二白に増やして再開、これを掛屋伊左衛門に賃貸していた。〔口上覚〕

以上の両水車は柳井津町・柳井村の飯米・酒造米の賃搗を凶ったもので、特に堀田の水車は町からも遠く、専ら酒造米の賃搗を行った。これらの水車稼業による収入および維持費等の収支内訳は次のとおりであった。〔水車賃搗積り書〕

## \* 下馬皿松ガ前新川土手分

一、水車二〇柄(白) 七〇白(二柄)日別三白半搗ニシテ)

搗賃 一貫四〇〇文 七六ニシテ一八匁四分二厘一毛(但し 一白ニ二〇文)

年中一ニヵ月の内 水乏敷時分凡一二〇日位除き、残り二四〇日トシテ

搗賃 四貫四二一匁四厘(日別一八匁四分二厘一毛あて)

## 支出

内 一五〇目 水車一〇年に一度惣仕替え費約一貫目余の元利割戻し

内 八〇目 雨後に土俵・石・むしろ等ニテ井出修復の諸費用

内 四〇目 車溝長サ七〇間の時々掘さらえ費用

内 五〇目 水車前後にある垣ニカ所の修復 七年に一度宛割戻し

内 六〇目 水車屋敷仕替え・修復

内 二五〇目 水車修繕 杵先継替え方の大工役 木・板・釘代等

内 一七二匁二分

内 一二〇目 灯油二斗四升代 升ニ五匁あて

一四匁二分 かけ油代

八匁 ろうそく代 (ママ)

以上は年中入用分心当て

内 八七八匁四分七厘八毛

内 四七二匁五分 米五石四斗代

二一五匁九分七厘八毛 麦三石二斗四升代

一九〇目 塩・味噌・薪代その外

以上は米搗一人馬方二人 計三人分年中飯米・塩・味噌・薪代共に

内 四七二匁五分 米五石四斗代 ただし俵別三五匁

米搗馬方共三人分の恩米 一人一石八斗あて

内 一三八匁七分五厘

内 七八匁七分五厘 米九斗代

三〇目 麦四斗五升代

三〇目 塩・味噌・薪代その外

以上は馬二頭分の飼葉刈人一人 四月〜八月頃まで五ヵ月間の諸費用

内 六五匁六分二厘五毛 米七斗五升代 同人の五ヵ月分の恩米 一日一五合当て

内 三六〇目 馬の洗い湯 毎日三度分の薪代

内 三五五匁

内 一五〇目 葛蒲飼葉代

八〇目 馬の喰糞代

一二五匁 糠代 一頭一度に五合あて

以上は馬二頭分の年間飼料代

内 一八〇目 馬二頭代銀元利割戻し 馬取り替え時の追い銀

内 九〇目 米搗き人馬方合三人分の上張着物・胸当て・前垂れ 一人三〇目当て

内 一〇九匁六分四厘

二五匁三分七厘五毛 米二斗九升代 水車屋敷道具代分

八四匁二分六厘五毛 米九斗六升三合代 溝代道具代分

以上諸雑用 三貫四五二匁一分九厘三毛

差引残り(利益) 九六八匁八分四厘七毛

\* 中馬皿の水車の分

一、水車一二柄(白) 三〇白(一柄日別二白半搗ニシテ)

搗賃六〇〇文 七六ニシテ七匁八分九厘(但し 一白一〇文)

年中一ニヵ月の内 水乏敷時分五ヵ月位除き

冬春四ヵ月間掛屋伊左衛門方へ賃貸し 酒造米搗方仕

搗賃五九五匁 但し米搗人米運方の駄賃を引いて

残り三ヵ月分 九四匁 但一日別一七匁八分九厘宛 搗賃七一〇匁一分

一貫三〇五匁一分

支出

- 内 一四〇目 水車一〇年に一度総仕替え費約一貫目の元利割戻し
- 内 四〇目 屋根替え其外修復
- 内 五四匁八分七厘五毛 米六斗五升代 水車屋敷道具代
- 内 四〇目 雨後に土俵・石・むしろ等ニテ井出修復の諸費用
- 内 二七〇目

但し九〇日の間 日別 $\parallel$ 三〇白ト見て

九七五俵分 馬一駄に付二俵宛 三三七駄 一駄往復 $\parallel$ 八分宛

以上は中馬皿より搗米運送駄賃分心当て

- 内 一六二匁 日別 $\parallel$ 一匁八分 九〇日間の米搗人賃金
- 内 三〇目 灯油六升代 九〇日分
- 内 一〇目 ろうそく かけ油 九〇日分
- 内 五〇目 水車前後にある垣ニカ所の修復 七年に一度宛
- 内 一四〇目 水車修繕 杵先継替え方の大工役 木・板・釘代等
- ノ 九三八匁八分七厘五毛 差引残り(利益) 三六六匁二分二厘五毛

口 米賃搗の価格

米の賃搗料については、当時の物価の変動により多少は連動していた。幕末期の巳年二月(年不詳)に小田家と

柳井津町売米屋一三軒との間に取り決めた米一臼の賃搗価格は次のとおりであった。〔米搗賃定〕

「売米屋 一三軒

- 室屋孫兵衛 室屋市三郎 室屋徳兵衛 室屋弥吉 鋏屋千太郎 伊予屋儀助 讃岐屋佐兵衛
- 孫屋利兵衛 久可屋平吉 貞屋彦右衛門 長谷屋弥七 小松屋又兵衛 日積屋貞之介

米搗価格

- 一 町中飯料 二四文
- 一 売り米屋 二二文 但し 右一三軒の分
- 一 餅米 三〇文 但し 米屋の分 二八文
- 一 赤米 三〇文 但し 売り米屋の分 二八文
- 一 上白米 二八文 但し 米屋の分 二六文
- 一 並酒造米 二二文
- 一 元米 二八文

一、右一三軒之外売り米屋出来候時ハ 双方申談之上搗賃増減相定候事

付り 相止候家有之時ハ 右同断勿論之事

一、搗方之先方より仮令如何様ニ申候ても無相談ニテ餅搗賃増減致間敷く候事  
一、右相定候上ハ相違之見込も有之候ハハ 相互ニ相尋可申事

右之通り相互ニ相違無相心得候事

巳ノ一二月

庄屋小田佐太郎

ハ 水車賃搗米の運送馬方規定

前記したように、小田家は水車二カ所を所有していたが、そのうちの中馬皿堀田は柳井津町からはかなりの距離があり、利用する側の柳井津町人にとって手軽に利用できる距離ではなかった。そこで、堀田水車では大量に搗米を依頼する酒造方の「酒造米」を中心に搗米することとし、依頼主の便宜を図って運送用の馬車を用意した。その馬方と小田家との間に結んだ文政二年の規定は次のとおりであった。〔水車方運び馬方規定書〕

一 覚

水車方出入運之馬二匹 私共兩人え当卯之一二月一三日より来ル午一二月一三日迄凡三ヶ年之間御仕渡し被成候

二付 御締之廉々左ニ

一 駄賃は餅米赤米上白米等の差別なく、是迄定の搗賃月々の総収入の内二割六歩銀を仕渡す 尤本家・地下搗などの分ハ相除之事

但 兩人の駄賃分け取りは双方相談の上廉直とすること

付 駄賃渡しは 当月の分は来月晦日渡しにし 前月え繰越渡しすべからざる事

一 毎夜兩人の内一人宛交替で暮六ツ時より泊り番ニ参り 搗人の手伝可致事

但 風雨の節は樋水の状況油断なく 猶洪水の時ハ兩人共ニ出勤の事

一 御制道の向は勿論火用心等特に気を付 猶時々本家より申聞候廉々および搗人の指図など違反する事なき様 また

朋輩中は睦敷 物毎相互に申合せ 正直丁寧に また諸人之非難を受けないよう 宜敷様に心得候こと肝要である

付 若し朋輩悪敷 悪口をいい合い 色々と難渋を申出 或は定書の制に背キ不正の運方が有 その上手勝手の

筋を申し出 中途ニ相止め引取度等と申出 車の差しつかえ仕出し候時は 何れも莫大な過料を申付事

一 米運送は米受取の際数量 家 名前 搗様など間違いなく明確に相手に書かせ 追って搗米持参の節は取り印をつ

かせ あらためる事

付 御役所関係の搗米は特別に念を入れ 速やかに搗く事

一 町中その他とも丁寧扱い 米運送の遠近の差別なく 夏冬等の搗方不十分な節も念を入れる事 また、依頼の先

方から非難を受けた節は非礼な返事をしない事

付 新規の依頼先に付いては差し繰りをして搗遣り候

一 夜中の米運びはしてはいけない

付 秋口より一二月一三日まで売買の新米については取り扱わない事

一 車普請等にて操業中止に成る時 又は時々上車になり 増搗等の節も駄賃の増減なく 猶又時々増馬を雇ても駄馬賃は定額とする

一 馬士を雇用するときには人柄を選び 事前に届け出で指図を受ける事

一 開作の水車(他所)え運送される米は たとえ先方から依頼があつても決して持ち帰ってはならない

付 開作の馬方と口論などするべからず



一往來で運送米を濡らしたときは 一白から三白までは一白を馬方が引替 四白から五白迄は二白 六白から八白迄は三白を馬方が引換える事 八白以上運送中に濡らした時は総て馬方の責任とする

文政二年二月一三日

馬方 文蔵  
馬方 金次郎

#### 五、小田家水車の終焉

すでに、前述したように、文化一二年以降幕末までは御所務代の決裁により、小田家の水車稼業は一五年毎に稼業継続の更新手続きが必要であった。しかし、明治維新以後はいかがであったろうか。其れを示す史料は、小田家文書の中に二点存在している。一点は、明治二五年四月二三日玖珂郡役所が小田佐一宛に発行した『水車鑑札』である。これによると

「鑑札番号第七五二二号 挽臼一個 挽臼一斗五升 掛木滞二四個」とある。

今一つの史料は明治三八年に、小田家が所持している水車を賃貸するために作成した『水車使用約定書』である。水車も時代を反映して「水力精米機械」と名付けられている。この約定書の期限は明治三九年一月一日より明治四四年二月三十一日までとし、貸借人は東久米槌であった。小田家では遅くとも明治四四年末までは経営していた事が知られる。